

第1回阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会

開催日時	令和5年3月16日(木) 午後6時～午後8時	
会議場所	阪南市役所庁舎別棟2階 第3・4会議室	
出席者	委員長	森下 寛治郎(スポーツの推進に関する見識のある者)
	副委員長	野村 正昭(社会教育に関する見識のある者)
	委員	池田 拓人(学識経験を有する者)
	委員	出口 暢尚(学識経験を有する者)
	委員	神野 真人(スポーツの推進に関する見識のある者)
	委員	宮崎 隆宏(スポーツの推進に関する見識のある者)
	委員	伊瀬 徹(教育委員会事務局職員)
	委員	丹野 恒(教育委員会事務局職員)
事務局	教育長	橋本 眞一
	生涯学習推進室長	矢島 建
	生涯学習推進室参事	中出 篤
	生涯学習推進室長代理	岡田 一
	生涯学習推進室主事	甘庶 弘之

第1回阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会会議録

事務局	<開会> <出欠状況と会議の成立報告> <配布資料の確認、資料の差し替え>
司会	【案件1】阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会の組織説明及び委員長、副委員長の選任について 案件1について、事務局の説明を求める。
事務局	<資料1、資料2、資料3、資料4に基づいて説明する> 本選定委員会の委員長、副委員長は、「阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例」第4条第1項に基づき、委員の互選により決定することとなっている。 現在の指定管理者の選定経緯を踏まえ、委員長に森下委員、副委員長に野村委員に、それぞれ就任してもらうことを事務局案として提案する。
委員一同	異議なし。
委員長	【案件2】指定管理者選定スケジュール等について 案件2について、事務局の説明を求める。
事務局	<資料5に基づいて説明する>
A委員	4月18日に予定されている第2回選定委員会の開始時刻を「18:00」から「18:30」に変更することは可能か。
委員長	開始時刻を変更してよいか。
委員一同	異議なし。
委員長	【案件3】各施設の運営状況について 案件3について、事務局の説明を求める。
事務局	<資料6に基づいて説明する>
B委員	資料6の「3-18」ページの「指定管理者収支報告書（令和3年度）」において、「-5,255,777円」の収支不足が発生しているが、この収支不足は指定管理者が負担しているのか。
事務局	指定管理者が負担している。

【案件4】指定管理者の選定基準について

委員長

案件4について、事務局の説明を求める。

事務局

＜資料7、資料8に基づいて説明する＞
＜資料7の9ページ「(3)提案説明会」の「③所要時間」において、提案説明の時間を20分に、質疑応答の時間を15分に訂正する＞

C委員

資料8の4ページ「5 管理の基準」の「(3)施設の適正な維持管理」で指定管理者は施設の適正な維持管理を行う旨の記載があるが、以前、市営プールの植栽が敷地外までのび、近隣住民の迷惑になっていることがあった。そのため、次期指定管理者には、利用者だけでなく社会体育施設の近隣住民にも配慮し、植栽等について管理を徹底するよう指導してもらいたい。

事務局

社会体育施設の近隣住民に不快な思いをさせないように、指定管理者による管理を徹底できるように文言を追加することを検討する。

D委員

廃止予定の市営プールについて、廃止後の跡地の利活用について計画はあるのか。

事務局

本市のプールの多くが土地の区画、建築要件、接道など、施設を取り巻く課題を抱えていることから、現時点において具体的な計画はなく、今後、全庁的に議論していく予定である。

委員長

資料7の8ページの「指定管理者評価項目別配点」における、「④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの発展が図られること」の中の「施設の現状を踏まえた利用促進の提案」で、「総合体育館」、「中央運動広場」、「桑畑総合グラウンド」、「市立テニスコート」の配点を全て10点としているが、施設によって利用者数が異なるため、配点に差を設けるべきではないか。

事務局

指摘された点について、事務局で再度検討する。

委員長

資料7の5ページから6ページにかけて、応募の際に提出する書類についての記載があるが、ここでの「過去3年度分」というのは、平成31年度から令和3年度までの3年度分であるのか。

事務局

指摘の通りである。

E委員

資料7の9ページ「(3)提案説明会」の「③所要時間」において、提案説明を準備時間を含めて20分以内に、質疑応答を15分程度に訂正すると事務局から説明があったが、それぞれの時間を設定した根拠は何なのか。
応募事業者にとっては時間が不十分ではないのか。

事務局

現在の阪南市社会体育施設指定管理者を選定した際の所要時間を参考にし、今回の所要時間を設定した。
所要時間については、指摘事項を踏まえて、事務局で再度検討する。

F 委員	資料7の9ページ「(5) 候補者の選定」において、「②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた6名分の評価点の合計を当該応募者の総合点とします。」とあるが、最高点と最低点が同点の委員が複数いた場合、どの委員の評価点を除くのか、明確な基準を設定する必要があるのではないか。
事務局	指摘された点について、事務局で再度検討する。
A 委員	資料8の9ページに「7 立ち入り検査について」の記載があるが、立ち入り検査は定期的に行うものなのか。
事務局	立ち入り検査は、緊急の問題が起こった際等に行う検査であるため、定期的に行うものではない。
	【案件5】 その他
委員長	案件5について、事務局の説明を求める。
事務局	<第2回阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会の予定について確認>
委員長	他に意見がないようなので、以上で閉会する。